

# 資料編

(ページ)

1. 北九州市特別支援教育の在り方検討会議 開催要綱 . . . . . 50-51
2. 北九州市特別支援教育の在り方検討会議 構成員名簿 . . . . . 52
3. 北九州市特別支援教育の在り方検討会議の経過 . . . . . 53
4. 特別支援教育の関係データ (北九州市) . . . . . 54-57
5. 特別支援教育の対象となる児童生徒数の推移 (全国と本市) 58
6. 保健福祉局及び子ども家庭局の関係データ . . . . . 59-62
7. 教育委員会における各種事業等 (特別支援教育関係) . . . . . 63-64
8. 特別支援教育関係の主な研修一覧 . . . . . 65
9. 他局等における各種事業等 (障害のある子どもたちへの  
支援につながる取組) . . . . . 66-69
10. 障害のある子どもや家族等を対象とした相談事業  
(保健福祉局、子ども家庭局及び教育委員会所管分を抽出)  
. . . . . 70
11. 用語解説 . . . . . 71-74

## 北九州市特別支援教育推進プランに係る懇話会開催要綱

### (目的及び開催)

第1条 本市における障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の一層の推進に向けて、特別支援教育の在り方や方向性を定める「北九州市特別支援教育推進プラン」(以下「推進プラン」という。)の見直し等に当たり、有識者等から意見を聴取するため、北九州市特別支援教育推進プランに係る懇話会(以下「懇話会」という。)を開催する。

### (意見聴取事項)

第2条 懇話会の構成員は、前条の目的を達成するため、次の事項について意見を述べる。

- (1) 一人一人に着目した連続性のある指導・支援の充実
- (2) 相談支援体制の整備
- (3) 教員の専門性の向上、外部人材等の活用
- (4) 障害者理解の促進
- (5) 施設・設備面の整備
- (6) 推進プランの評価
- (7) 次期推進プランの策定

### (構成員)

第3条 懇話会の構成員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 障害者関係団体代表
- (5) 保護者代表
- (6) 学校関係者
- (7) その他、特に必要と認めた者

### (会議の運営)

第4条 懇話会に会長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、懇話会の議長となり、会務を総理する。
- 3 会長は、懇話会を招集する。
- 4 会長に事故があるときは、構成員のうちから会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(任 期)

第5条 構成員の任期は、選任の日から令和5年3月31日までとする。

2 構成員は、再任されることができる。

(資料提出及び意見聴取)

第6条 会長は、必要に応じて、有識者等に対して懇話会への出席、説明及び資料の提出を求め、また意見を聴取することができる。

(庶 務)

第7条 懇話会の庶務は、教育委員会特別支援教育課において処理する。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項については、会長が定める。

付 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

## 【北九州市特別支援教育推進プランに係る懇話会 構成員名簿】

(区分内で五十音順、敬称略)

区 分	氏 名	役 職 名
学識経験者	一木 薫	福岡教育大学 教授
	倉光 晃子	西南学院大学 准教授
	中村 貴志	福岡教育大学 教授
福祉関係者	清水 喜代美	北九州市立引野ひまわり学園 園長
医療関係者	友納 優子	北九州市立総合療育センター 副所長
障 害 者 関 係 団 体	伊野 和子	北九州市自閉症協会事務局長 北九州市障害福祉団体連絡協議会 副会長
	小松 啓子	社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会 理事長
保護者代表	原田 香	北九州市PTA協議会 副会長 北九州市特別支援学校PTA連合会 会長 (小倉南特別支援学校 PTA会長)
学校関係者	川中 浩之	北九州市立中学校長会 会長 (志徳中学校 校長)
	田頭 麗宏	北九州市立小学校長会 会長 (八幡小学校 校長)
	高原 恵子	北九州市私立幼稚園連盟 教育研究委員長 (認定こども園徳力団地幼稚園 園長)
	明瀬 真二	北九州市立特別支援学校長会 会長 (八幡西特別支援学校 校長)

## 北九州市特別支援教育推進プランに係る懇話会の経過

### 【令和3年度】

	開催日時・場所	議題
第1回	11月19日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラン策定後の実績</li> <li>・特別支援教育の現状と課題</li> <li>・今後の見直しの視点</li> <li>・意見交換</li> </ul>
第2回	2月 7日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回懇話会における意見整理</li> <li>・プラン見直し案の方向性</li> <li>・意見交換</li> </ul>

### 【令和4年度】

	開催日	議題
第3回	5月27日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度第2回懇話会における意見整理</li> <li>・プラン改訂案の説明</li> <li>・市民意見募集に係る説明</li> <li>・意見交換</li> </ul>

### 市民意見（パブリックコメント）の募集

第4回	11月下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度第3回懇話会における意見整理</li> <li>・市民意見の募集結果及び最終案について報告</li> <li>・意見交換</li> </ul>
-----	-------	--

### プランの改訂

※ 上記の「プラン」とは、「北九州市特別支援教育推進プラン」を示す。

## 特別支援教育

### (1) 特別支援学校及び特別支援学級等の児童生徒数等の推移

#### ● 知的障害

年度	特別支援学校			小・中学校(特別支援学級)		
	学校数	学級数	児童生徒数	学校数	学級数	児童生徒数
平成16	4校	114学級	500人	43校	64学級	360人
17	4校	119学級	522人	46校	68学級	379人
18	4校	120学級	538人	53校	81学級	421人
19	5校	124学級	575人	59校	87学級	460人
20	5校	130学級	622人	68校	97学級	530人
21	5校	142学級	671人	75校	108学級	573人
22	5校	140学級	718人	85校	116学級	601人
23	5校	144学級	729人	92校	123学級	641人
24	5校	148学級	746人	98校	128学級	688人
25	5校	145学級	754人	111校	150学級	757人
26	5校	158学級	792人	118校	160学級	822人
27	5校	160学級	831人	129校	173学級	884人
28	6校	169学級	850人	134校	177学級	921人
29	6校	180学級	893人	142校	187学級	979人
30	6校	194学級	935人	148校	193学級	982人
令和元	6校	203学級	968人	149校	184学級	971人
2	6校	213学級	988人	149校	189学級	987人
3	6校	211学級	980人	149校	182学級	1,009人

#### ● 肢体不自由

年度	特別支援学校			小・中学校(特別支援学級)		
	学校数	学級数	児童生徒数	学校数	学級数	児童生徒数
平成16	2校	69学級	197人			
17	2校	70学級	198人			
18	2校	76学級	213人			
19	2校	73学級	220人			
20	2校	72学級	207人			
21	2校	77学級	217人			
22	2校	72学級	205人			
23	2校	71学級	213人			
24	2校	79学級	235人			
25	2校	75学級	222人			
26	2校	86学級	232人			
27	2校	85学級	234人			
28	2校	82学級	237人			
29	2校	84学級	230人			
30	2校	83学級	217人			
令和元	2校	85学級	213人			
2	2校	84学級	214人			
3	2校	84学級	213人			

#### ● 病弱（病弱・身体虚弱）

年度	特別支援学校			小・中学校(特別支援学級)		
	学校数	学級数	児童生徒数	学校数	学級数	児童生徒数
平成16	2校	19学級	64人	1校	2学級	9人
17	2校	26学級	84人	1校	2学級	11人
18	2校	22学級	70人	1校	2学級	10人
19	2校	25学級	87人	1校	1学級	7人
20	2校	27学級	92人	1校	1学級	8人
21	2校	24学級	82人	1校	1学級	8人
22	2校	28学級	92人	1校	1学級	4人
23	2校	30学級	97人	0校	0学級	0人
24	2校	31学級	91人	0校	0学級	0人
25	2校	28学級	83人	0校	0学級	0人
26	2校	27学級	81人	0校	0学級	0人
27	2校	28学級	72人	0校	0学級	0人
28	2校	24学級	65人	0校	0学級	0人
29	2校	25学級	63人	0校	0学級	0人
30	2校	27学級	64人	0校	0学級	0人
令和元	2校	29学級	59人	0校	0学級	0人
2	2校	28学級	62人	0校	0学級	0人
3	2校	26学級	55人	0校	0学級	0人

● 弱 視

年度	小・中学校(特別支援学級)			小・中学校(通級指導教室)		
	学校数	学級数	児童生徒数	学校数	教室数	児童生徒数
平成16				1校	1教室	3人
17				1校	1教室	1人
18				1校	1教室	2人
19				1校	1教室	3人
20				1校	1教室	4人
21				1校	1教室	4人
22				1校	1教室	8人
23				1校	1教室	7人
24				1校	1教室	9人
25				1校	1教室	9人
26				1校	1教室	9人
27				1校	1教室	9人
28				1校	1教室	8人
29				1校	1教室	6人
30				1校	1教室	5人
令和元						
2						4人
3						2人

● 難 聴

年度	小・中学校(特別支援学級)			小・中学校(通級指導教室)		
	学校数	学級数	児童生徒数	学校数	教室数	児童生徒数
平成16	5校	5学級	15人	4校	4教室	33人
17	5校	5学級	15人	4校	4教室	30人
18	5校	6学級	15人	4校	4教室	32人
19	5校	6学級	19人	4校	4教室	30人
20	3校	4学級	19人	4校	4教室	31人
21	6校	6学級	15人	4校	4教室	30人
22	6校	6学級	19人	4校	4教室	34人
23	6校	6学級	16人	4校	4教室	36人
24	6校	6学級	18人	4校	4教室	35人
25	6校	6学級	17人	4校	4教室	41人
26	6校	6学級	19人	4校	4教室	32人
27	6校	6学級	17人	4校	4教室	38人
28	6校	6学級	17人	4校	4教室	37人
29	5校	5学級	13人	4校	4教室	38人
30	4校	4学級	12人	4校	4教室	36人
令和元	5校	5学級	12人			25人
2	7校	7学級	14人			32人
3	7校	7学級	18人			21人

● 言語障害

年度	小・中学校(特別支援学級)			小・中学校(通級指導教室)		
	学校数	学級数	児童生徒数	学校数	教室数	児童生徒数
平成16				2校	4教室	53人
17				2校	4教室	54人
18				2校	4教室	53人
19				2校	4教室	48人
20				2校	4教室	47人
21				2校	4教室	33人
22				2校	4教室	38人
23				2校	4教室	44人
24				2校	4教室	47人
25				2校	4教室	49人
26				2校	4教室	52人
27				2校	4教室	51人
28				2校	4教室	59人
29				2校	4教室	44人
30				2校	4教室	47人
令和元						
2						29人
3						35人

● 自閉症・情緒障害

年度	小・中学校(特別支援学級)			小・中学校(通級指導教室)		
	学校数	学級数	児童生徒数	学校数	教室数	児童生徒数
平成16	3校	3学級	11人	3校	6教室	77人
17	3校	4学級	14人	3校	7教室	88人
18	5校	6学級	26人	4校	8教室	96人
19	8校	9学級	52人	4校	8教室	95人
20	13校	18学級	98人	3校	6教室	77人
21	21校	31学級	164人	3校	6教室	120人
22	32校	46学級	219人	3校	7教室	78人
23	36校	52学級	277人	3校	7教室	84人
24	42校	60学級	323人	3校	7教室	91人
25	50校	74学級	405人	3校	7教室	90人
26	61校	87学級	474人	3校	7教室	91人
27	71校	104学級	561人	3校	7教室	97人
28	85校	122学級	675人	3校	7教室	95人
29	96校	144学級	798人	3校	7教室	87人
30	108校	168学級	910人	5校	9教室	92人
令和元	108校	173学級	984人			93人
2	109校	182学級	1,046人			98人
3	112校	191学級	1,103人			142人

● LD(学習障害)・ADHD(注意欠陥多動性障害)

年度	小・中学校(特別支援学級)			小・中学校(通級指導教室)		
	学校数	学級数	児童生徒数	学校数	教室数	児童生徒数
平成16						
17						
18				2校	2教室	10人
19				2校	2教室	22人
20				4校	4教室	45人
21				5校	6教室	49人
22				6校	8教室	100人
23				6校	8教室	108人
24				7校	9教室	120人
25				8校	11教室	136人
26				8校	12教室	163人
27				8校	12教室	160人
28				9校	13教室	168人
29				9校	16教室	194人
30				10校	18教室	205人
令和元						214人
2						274人
3						271人

※ 特別支援教室の導入に伴い、通級指導教室については障害種ごとに教室が設置されなくなったため、導入が始まった令和元年度から児童生徒数のみの数値とした。

● 特別支援教室の導入状況(令和元年度より導入開始。児童生徒数は通級指導教室の内数)

【小学校】(巡回指導)

	拠点校数	巡回校数	教室数	障害種ごとの児童数				
				弱視	難聴	言語障害	自閉・情緒	LD・ADHD
令和元	1校	21校	5教室	0	2	12	21	14
2	4校	53校	17教室	0	2	29	66	104
3	10校	129校	102教室	2	2	35	125	232

※ 令和元年度は小倉北区、令和2年度は引き続き八幡西区に、令和3年度からは全区に導入

【中学校】(自校通級)

	導入校数	教室数	障害種ごとの生徒数				
			弱視	難聴	言語障害	自閉・情緒	LD・ADHD
令和元	1校	1教室	0	0	0	1	0
2	3校	3教室	0	0	0	8	6
3	3校	3教室	0	0	0	9	9

(教育委員会 特別支援教育課調べ)



## (2) 医療的ケア児の推移

ア 特別支援学校に在籍する医療的ケア児

【全国】

(単位：人)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
児童生徒数	7,842	7,774	8,143	8,116	8,218	8,567	8,392
看護師数	1,354	1,450	1,566	1,665	1,807	2,042	2,430

※H30年度までは、公立特別支援学校における状況。R元年度からは国立、私立、株式会社立を含む。

(文部科学省「令和元年度学校における医療的ケアに関する実態調査」より)

【北九州市】

(単位：人)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
児童生徒数	23	29	32	35	34	33	37	45	52
看護師数	5	5	5	7	7	7	9	9	11

イ 地域の小中学校等に在籍する医療的ケア児

【全国】

(単位：人)

年度	H27	H28	H29	H30	R元
児童生徒数	839	766	858	974	1,146
看護師数	350	420	553	730	1,122

※ H30年度までは、公立小・中学校における状況。R元年度から幼稚園、高等学校、国立、私立、株式会社立を含む。

(文部科学省「令和元年度学校における医療的ケアに関する実態調査」より)

【北九州市】

(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
児童生徒数	8	8	8	10	9	10	12
看護師数	—	—	—	—	—	派遣委託	派遣委託

※ 1 派遣委託については、年間約660時間程度を確保。

2 医療的ケア児については原則として、自己管理又は保護者の付添いができることを条件として地域の小中学校で受け入れてきた。

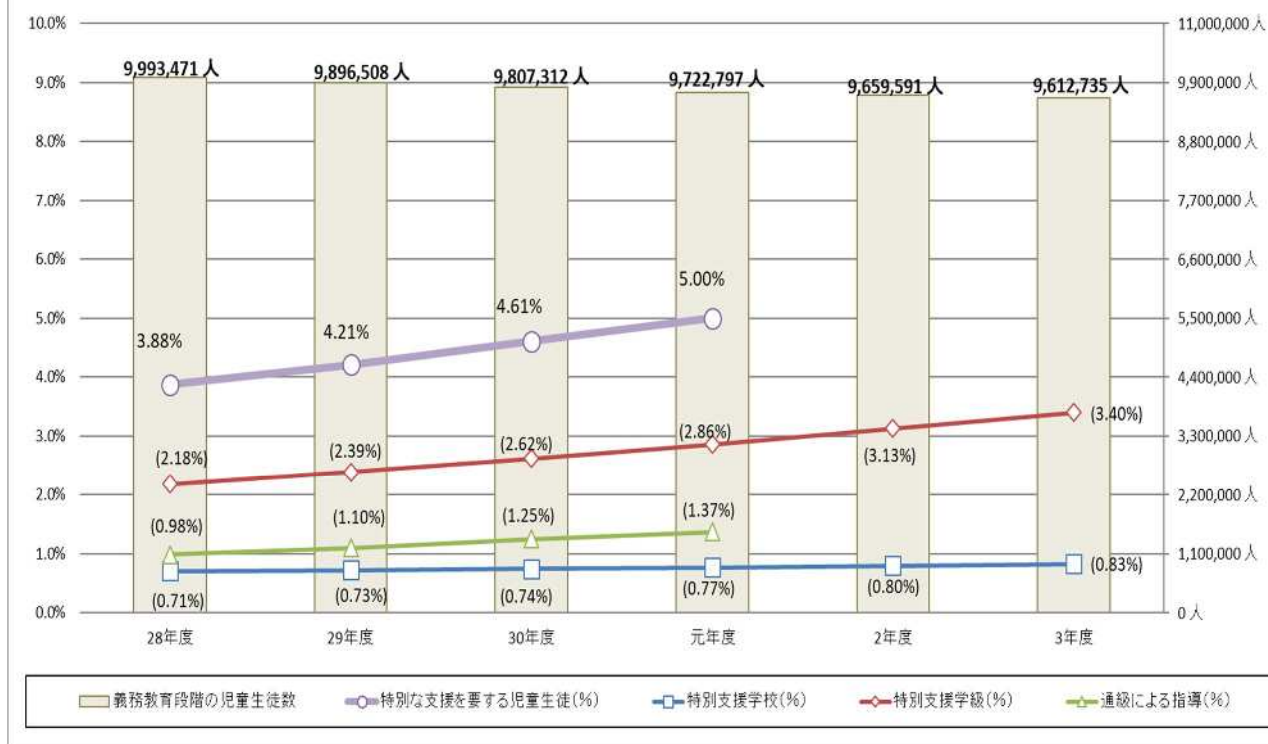
## (3) 特別支援学校における特別支援学校教諭免許状の保持状況

年度	特別支援学校数	教諭数	特別支援学校教諭 免許保持者数	免許保持率
17	8校	351人	291人	82.9%
18	8校	356人	305人	85.7%
19	9校	374人	329人	88.0%
20	9校	388人	340人	87.6%
21	9校	396人	344人	86.9%
22	9校	401人	357人	89.0%
23	9校	402人	363人	90.3%
24	9校	401人	368人	91.8%
25	9校	399人	356人	89.2%
26	9校	402人	374人	93.0%
27	9校	404人	368人	91.1%
28	8校	374人	347人	92.8%
29	8校	382人	352人	92.1%
30	8校	396人	380人	96.0%
令和1	8校	387人	384人	99.2%
2	8校	393人	391人	99.5%
3	8校	418人	417人	99.8%

※ 平成19年度から教育職員免許法施行規則の改正により、盲・聾学校免許を含み、特別支援学校教諭免許状として計上。

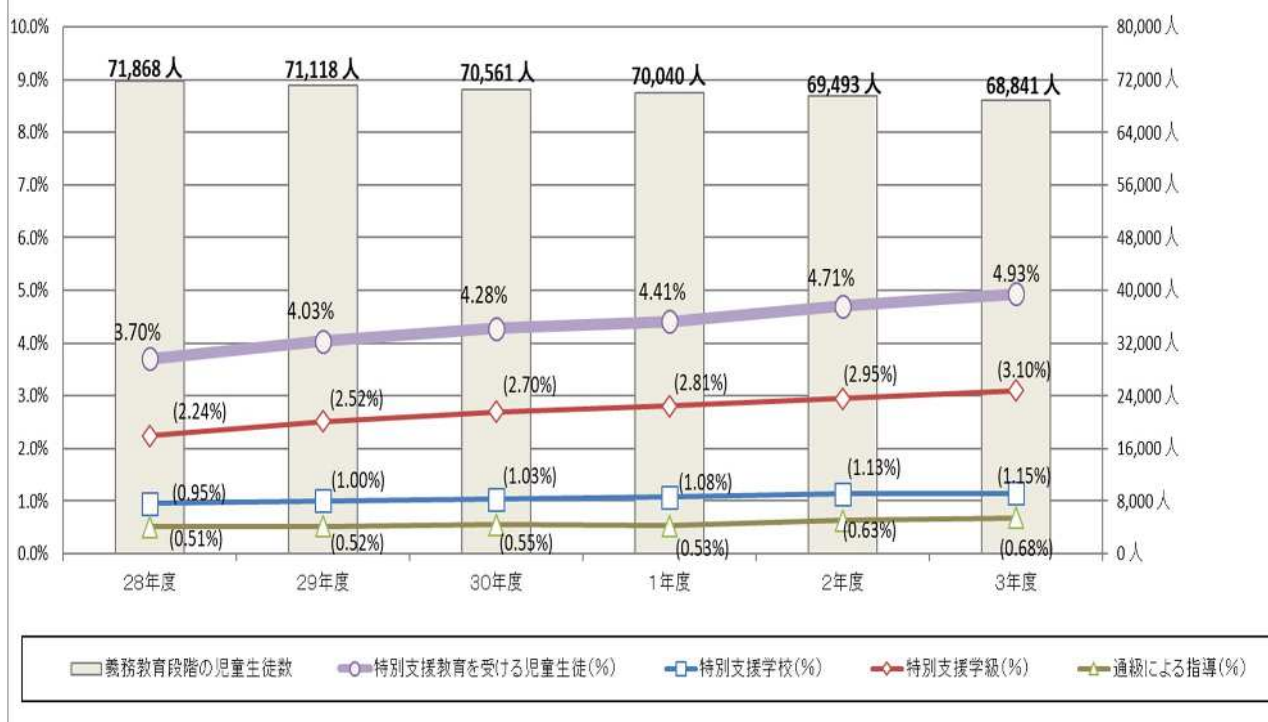
(教育委員会 教職員課調べ)

特別支援教育の対象となる児童生徒数の推移(全国)



※ 令和2・3年度の「特別な支援を要する児童生徒(%)」と「通級による指導(%)」については、令和2年度以降の「通級による指導」の数値が令和4年4月1日時点で未公表のため、算定できていない。

特別支援教育の対象となる児童生徒数の推移(北九州市)



## 【保健福祉局及び子ども家庭局の関係データ】

身体障害者手帳交付件数（18歳未満：等級別）

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成29年度	400件	159件	99件	54件	20件	32件	764件
平成30年度	379件	159件	98件	60件	18件	32件	746件
令和元年度	385件	165件	101件	59件	16件	24件	750件
令和2年度	378件	162件	101件	53件	16件	28件	738件
令和3年度	371件	156件	96件	54件	14件	30件	721件

身体障害者手帳交付件数（18歳未満：障害別）

種別	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	内部障害	計
平成29年度	19件	116件	3件	442件	184件	764件
平成30年度	21件	114件	2件	437件	172件	746件
令和元年度	20件	111件	2件	446件	171件	750件
令和2年度	20件	102件	2件	440件	174件	738件
令和3年度	20件	99件	2件	425件	175件	721件

療育手帳交付件数（18歳未満）

程度	A（重度）	B（中・軽度）	計
平成29年度	600件	1,725件	2,325件
平成30年度	608件	1,772件	2,380件
令和元年度	607件	1,759件	2,366件
令和2年度	595件	1,826件	2,421件
令和3年度	616件	1,857件	2,473件

悩みや不安の相談相手の割合

相談者	割合（平成28年度）	割合（令和2年度）
行政や民間の相談窓口	3.0%	3.7%
施設や医療機関の職員	44.3%	44.1%
友人・知人	36.3%	17.6%
家族	70.5%	59.7%
相談できる人がいない	3.8%	3.1%

資料：平成28年度北九州市障害児・者実態調査及び令和2年度北九州市障害福祉サービス等二一ス把握調査より

### 発達障害児支援センター「つばさ」の相談状況

年度	件数
平成29年度	3,778件
平成30年度	3,873件
令和元年度	3,827件
令和2年度	3,955件
令和3年度	4,060件

### 保育所での障害のある子どもの受入れ数

年度	障害児受入保育所数	受入障害児数
平成29年度	111施設	287人
平成30年度	102施設	274人
令和元年度	100施設	259人
令和2年度	110施設	257人
令和3年度	110施設	273人

※各年度5月1日現在の数値

### 放課後等デイサービスの利用実績

年度	利用者数
平成29年度	1,422人
平成30年度	1,659人
令和元年度	1,759人
令和2年度	2,064人
令和3年度	2,314人

※各年度3月末現在の利用者数

### 放課後児童クラブでの障害のある子どもの受入れ数（4月1日現在）

年度	人数	クラブ数
平成29年度	309人	94クラブ
平成30年度	320人	92クラブ
令和元年度	293人	94クラブ
令和2年度	277人	91クラブ
令和3年度	267人	89クラブ

## 障害児のための施設・事業所

	概要	施設数
福祉型障害児入所施設	障害のある児童を対象に、独立自活に必要な知識や技能の付与を行う施設	2 か所
医療型障害児入所施設 (重症心身障害児施設)	重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童が入所し、治療や日常生活の指導を行う施設	3 か所
児童発達支援センター	障害のある児童が保護者のもとから通所することにより、独立自活に必要な知識や技能の付与を行う施設	7 か所
児童発達支援事業	障害のある児童が保護者のもとから通所することにより、独立自活に必要な知識や技能の付与を行う事業所  ※児童発達支援センターより小規模な通所支援	94 か所
放課後等デイサービス	障害のある子どもが、放課後等に通所し、通所児が社会に適應できるように生活、学習、運動等の訓練を行うもの	183 か所
保育所等訪問支援事業	支援員が保育所等を訪問し、障害児に対して障害児以外との集団生活への適應のための支援を行うもの	8 か所
居宅訪問型児童発達支援事業	支援員が居宅を訪問し、日常生活における基本的動作や知識技能の付与等を支援する事業	1 か所

## 障害児等療育支援事業

### ★療育等支援施設事業

事業名	実施施設
①訪問療育指導事業	総合療育センター（小倉南区） 総合療育センター西部分所（八幡西区）
②外来療育指導事業	総合療育センター（小倉南区） 総合療育センター西部分所（八幡西区） 到津ひまわり学園（小倉北区） 北方ひまわり学園（小倉南区） 若松ひまわり学園（若松区） 小池学園（若松区） 引野ひまわり学園（八幡西区）
③施設一般指導事業	総合療育センター（小倉南区） 総合療育センター西部分所（八幡西区） 北方ひまわり学園（小倉南区）

★療育拠点施設事業

事業名	実施施設
④施設専門指導事業	総合療育センター（小倉南区）
⑤専門療育指導事業	総合療育センター西部分所（八幡西区）

教育委員会における各種事業等(特別支援教育関係)

所管事務事業名	事業概要	担当局課名
特別支援環境整備事業	市立小・中学校の自閉症・情緒障害学級、難聴学級等の環境整備を行う。	教育委員会 施設課
学校支援のための講師等配置事業	学力向上、特別支援教育、生徒指導等の学校の課題等への対応を支援するため講師を配置する。	教育委員会 教職員課
特別支援学級補助講師の配置事業	自閉症・情緒障害等の特別支援学級の在籍児童生徒数が1学級あたり8人となる学校に優先的に講師を配置する。	教育委員会 教職員課
市立幼稚園における特別支援教育のための講師配置事業	特別な支援を必要とする園児の指導を支援するため講師を配置する。	教育委員会 教職員課
特別支援学校における会計年度任用職員の配置	実習助手、介助員及び給食介助員を配置する。	教育委員会 教職員課
特別支援教育就学奨励事務	小・中学校の特別支援学級等へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費等就学に必要な経費の一部を援助する。	教育委員会 学事課
幼稚園・保育所等から小学校・特別支援学校への連絡体制・情報共有機能の強化	<p>特別な支援を必要とする児童が小学校や特別支援学校に入学する際、幼稚園・保育所等や障害児施設から必要な情報が引き継がれるよう、相互の連絡体制の確保や情報共有機能の強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○個別の教育支援計画等の効果的な活用</li> <li>○特別な支援が必要な幼児児童についてのケース会議の実施</li> <li>○就学に向けた入学予定児童の引継ぎ資料等の作成 など</li> </ul>	教育委員会 特別支援教育課 教育委員会 特別支援教育相談センター 教育委員会 学校教育課 保健福祉局 障害者支援課 子ども家庭局 幼稚園・こども園課 子ども家庭局 保育課
学校支援チーム	解決が困難なトラブル等に対して、弁護士、精神科医、警察官OB、臨床心理士の専門的な見地から、学校長への助言を行う。	教育委員会 生徒指導課
少年サポートチーム	学級の荒れやいじめなどに対して、初期段階において少年サポートチームが学校と連携して対応する。	教育委員会 生徒指導課
スクールソーシャルワーカー (社会福祉士・精神保健福祉士)	様々な要因・背景に起因する諸課題に対応するため、関係機関とのコーディネートや家庭訪問などによる児童生徒や保護者への関わりにより、課題解決を図る。	教育委員会 生徒指導課
スクールカウンセラーの配置・活用	<p>学校における教育相談体制の充実及び教職員の児童生徒理解の向上を図るために、児童生徒・保護者へのカウンセリングを実施し、悩みや心配ごとなどの解消を図るとともに、対人スキルアップ等の校内研修を実施する。</p> <p>また、事件・事故などが発生した際には、児童生徒への心のケアのための緊急支援も実施する。</p>	教育委員会 生徒指導課

教育委員会における各種事業等(特別支援教育関係)

所管事務事業名	事業概要	担当局課名
特別支援教育相談支援事業	特別支援教育相談センターに早期支援コーディネーターを配置し、幼稚園・保育園への巡回訪問、就学に際しての教育相談等を行い、早期からの相談支援体制の充実を図る。また特別支援教育相談センターにおいて、巡回相談、教育相談、就学相談、通級相談等の各種相談事業を実施する。	教育委員会 特別支援教育相談センター
特別支援教育推進事業	実践的な研修等を通じた特別支援学校のセンター的機能の強化、障害のある生徒の就労支援(就労支援専門家の活用や就労支援コーディネーターの配置)、障害者理解を促進するための取組を行うなど、全市的な支援体制の整備を推進する。	教育委員会 特別支援教育課
特別支援教育介助員の配置	市立小・中・高等学校の通常の学級等に在籍する肢体不自由等の児童生徒の学習・生活面での介助を行う。	教育委員会 特別支援教育課
特別支援教育学習支援員の配置	発達障害などの特別な教育的支援を必要とする児童生徒の学習面でのサポートを行う。	教育委員会 特別支援教育課
医療的ケア児支援事業	肢体不自由の特別支援学校及びそれ以外に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒に対して、当該児童生徒、その保護者及び教職員が安心して学校生活を送れるよう、看護師を配置又は必要に応じて派遣を行う。	教育委員会 特別支援教育課
特別支援教室設置事業	通常の学級に在籍する自閉症・情緒障害、発達障害などの障害のある児童生徒が、通級指導教室設置校に通うことなく、在籍校において特別な指導を受けることができる特別支援教室を設置する。	教育委員会 特別支援教育課
市民・学校・企業との連携による教材・教具・作品づくり事業	多様性を大切にする共生社会の実現に当たり、学校の教育課程やそこで学ぶ子どもたちについて知り、「合理的配慮」のあり方について直接的・間接的に理解を深めていただく機会を確保するため、市民・学校・企業との連携による教材・教具・作品づくりを行う。	教育委員会 特別支援教育課
図書館資料の郵送貸出	心身の障害のため図書館に来館することが困難な方に対し、図書館資料を利用する機会を提供するため、郵送による貸出しを実施する。	中央図書館
図書の団体貸出文庫	病院や福祉施設など20人以上の会員のいる施設や団体向けに、図書をまとめて貸し出す。	中央図書館
対面朗読室の設置	目の不自由な方のために、八幡西、戸畑及び小倉南図書館に、本の朗読を行う「対面朗読室」を設置する。	中央図書館



## 特別支援教育関係の主な研修一覧

研修プログラム等	研修等の概要	研修等の対象	所管課 (教育委員会)
学習支援員、介助員、学校配置看護師研修会	本市の特別支援教育の概要と主な業務内容、サービスについて	特別支援教育学習支援員 介助員 学校配置看護師	特別支援教育課
医療的ケア研修会	学校において医療的ケアを必要とする児童生徒の安全及び健康状態の維持・増進を図り、子どもたちが安心して学習できる教育環境の整備を推進する。	特別支援学校の配置看護師 肢体不自由特別支援学校に初めて勤務する教職員	
専門医及び専門家臨床研修	専門家を派遣し、担当教員等の資質向上と授業改善を行う	特別支援学校担任 特別支援学級担任 (自閉症・情緒障害特別支援学級) (難聴特別支援学級) 通級指導教室・特別支援教室担当	
知的障害特別支援学級グループ研修	地域OJTの充実や特別支援教育に関する専門性の向上を図る	特別支援学級担任(知的障害特別支援学級)	
新任特別支援教育コーディネーター研修会	特別支援教育コーディネーターの役割や校内支援体制の整備	新任特別支援教育コーディネーター(全校種)	
特別支援学校のセンター的機能研修会	訪問支援に必要な専門性に関する研修	特別支援学校の特別支援教育コーディネーター	
新採教諭研修	特別支援教育の現状と個に応じた指導の在り方	新採(教諭・栄養教諭・養護教諭)	
新採幼稚園教諭研修	幼稚園教育における特別支援教育の在り方	公立・私立幼稚園新採教諭	
二年次教諭研修	特別支援教育の現状に学ぶ	二年次教諭	
三年次教諭研修	特別な支援を必要とする子どもへの個に応じた指導・支援の実際	三年次教諭・栄養教諭・養護教諭	
特別支援教育新担当研修	通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校における教室経営の基礎・基本	・特別支援学校の新担当 ・通級指導・特別支援学級の新担当	
自立活動研修	個別の指導計画作成と指導内容・指導方法の改善	一般教諭・特別支援学級新担当等教諭	
知的障害における各教科、教科等を合わせた指導研修	主体的に対話的で深い学びの視点にたった授業づくり	一般教諭・特別支援学級新担当等教諭	
ミドルリーダー育成研修	特別支援教育におけるリーダーの育成	一般教諭・各年次・特別支援学級新担当等	
発達障害教育研修	発達障害のある子どもの二次障害の理解と対応		
知的障害研修	アクティブ・ラーニングの視点に立った知的障害教育		
重度・重複障害研修	重度・重複障害の子どもの学習評価と授業改善		
特別支援教育専門性向上研修	各教科の指導、各教科等を合わせた指導、自立活動	一般教諭	
教C寺子屋一休	毎月第3水曜日に午後7時～1時間・特	特別支援学級担任	
授業づくり共同研究	年間を通して共同研究協力校の主題研究支援を行う	共同研究協力校	授業づくり支援企画課

他局等における各種事業等(障害のある子どもたちへの支援につながる取組)

所管事務事業名	事業概要	担当局課名
避難行動要支援者避難支援事業	自力又は家族等で避難することが困難な高齢者・障害者の名簿を作成し、地域へ情報を提供することで、災害時の自助・共助による避難支援の仕組みづくりを促進する。	危機管理室 危機管理課
視覚または聴覚障害者への避難情報の提供	情報入手が困難な視覚または聴覚障害者に対して、避難情報を提供する。	危機管理室 危機管理課
みんな de Bousai まちづくり推進事業	災害から命を守りぬくために、自ら命を守る「自助」意識の醸成や地域で助け合う「共助」の風土づくりなどによる地域防災力の向上を目指して、モデル事業を実施するとともに、地域防災の新たな担い手の育成に取り組む。	危機管理室 危機管理課
生き生きバリアフリー事業	土曜日を中心に市民センターで実施している子ども向け講座において、障害のある子どもたちが地域の子どもや大人と一緒に参加できる遊びや講座、さまざまな体験・交流活動等を実施する。	市民文化スポーツ局 生涯学習課
ふれあいコンサート	市内の特別支援学校等を訪問し、日頃演奏会場に出かけることの困難な子どもたちに、生の音楽演奏を鑑賞してもらい、子どもたちが持つ本来の行動力や感受性、積極性を育成する。	市民文化スポーツ局 文化企画課
職場体験学習の受入れ	北九州中央高等学園の生徒を受入れて園芸作業を行い、生徒が職業観や将来設計を考えるきっかけづくりを行う(年5回、各回10人程度)。 また、作業を他者と共に行うことにより、他者と協力し合いながら作業を実施する行程についても学ぶ機会とする。	産業経済局 総合農事センター
バリアフリーのまちづくり	高齢者や障害者、さらには来訪者など、あらゆる道路利用者に対し、安全で快適に利用できる歩行空間の形成を進めるもの。具体的には、主要駅周辺や区役所、総合病院などの利用者の多い施設周辺において、歩道の新設や拡幅、平坦化、視覚障害者誘導用ブロックの連続設置などを重点的に実施し、バリアフリー化整備に取り組む。	建設局 道路計画課
すこやか住宅普及事業	床段差の解消や手すりの設置等、高齢者や障がいのある方が安心・安全に暮らすことができる仕様になった「すこやか住宅」の普及を促進するため、相談体制の充実を図るとともに、市民向けセミナーの開催、情報誌の発行などを行う。	建築都市局 住宅計画課
市営住宅定期募集における住宅困窮者募集制度	住宅困窮度の高い高齢者・障害のある人の生活基盤の安定を図るため、入居者募集の際、一般募集とは別枠を設け、住宅困窮度の高い障害のある人等を対象に、優先入居を実施する。	建築都市局 住宅管理課
超低床式バスの導入促進	高齢者や障害がある人等が路線バスを利用する際の利便性・安全性向上のため、超低床式バス(ノンステップバス)の導入促進を行う。	建築都市局 都市交通政策課
JR既存駅のバリア解消促進	バリアフリー新法に基づき、1日当たり3,000人以上利用者のある既存駅を対象にエレベーター設置によるバリアフリー化整備を促進するもの。	建築都市局 都市交通政策課
高齢者・障害者相談コーナーの運営	障害者や高齢者の状況に応じた総合的なサービスを提供するため、各区役所において、健康づくりから介護サービスまであらゆる相談を受ける。	保健福祉局 障害福祉企画課
日常生活用具給付等事業	在宅の重度障害児(者)等に対し、ストーマ装具等の日常生活用具の給付等を行うことで日常生活の便宜を図る。	保健福祉局 障害者支援課
補装具費の支給	失われた身体機能を補うための用具(補装具)の購入、修理及び借受けに係る費用の一部に対して公費の支給を行うことで、身体障害児(者)等の日常生活や社会生活の向上を図る。	保健福祉局 障害者支援課

他局等における各種事業等(障害のある子どもたちへの支援につながる取組)

所管事務事業名	事業概要	担当局課名
移動支援事業	公的機関等の外出および余暇活動等の社会参加のための外出をする時に、ヘルパーを派遣して移動の支援を行うことで、移動に困難のある重度の障害児(者)の自立や社会参加の促進を図る。	保健福祉局 障害者支援課
重度障害者タクシー乗車運賃助成事業	在宅の重度障害児(者)の社会参加の促進を図るため、タクシーの乗車運賃の一部を助成し、重度障害児(者)の外出を支援する。	保健福祉局 障害者支援課
重度障害者医療費支給制度	重度の障害のある子どもの健康の保持および福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成する。	保健福祉局 障害者支援課
障害者差別解消・共生社会推進事業	平成28年4月から施行された障害者差別解消法及び平成29年12月に施行した障害者差別解消条例は、国・地方公共団体及び民間事業者に対して、障害を理由とする差別を解消するための措置として、「不当な差別的取扱い」を禁止することや「合理的配慮」を提供すること等を定めている。 これらの取り組みを推進するために、相談・紛争防止のための体制整備や普及啓発活動を行う。	保健福祉局 障害福祉企画課
災害時や緊急時の障害者の支援	災害時や緊急時に障害者を支援する側が、障害の種別に対応した支援方法を理解し、避難支援等を円滑に行えるようにするための「災害時障害者サポートマニュアル」の作成や、障害のある方が周囲の方に手助けを必要としていることを知らせることで支援を受けやすくするための「ヘルプカード」の作成などの取組を行う。	保健福祉局 障害福祉企画課
障害児(者)を対象としたショートステイ事業	介護者の病気や冠婚葬祭などにより、一時的に介護等支援が受けられなくなった在宅の障害児(者)を、短期間、施設で預かり(宿泊型・日帰り型)必要な介護等を行う。	保健福祉局 障害者支援課
総合療育センターの機能の強化	総合療育センター及び総合療育センター西部分所において、障害のある子どもと家族が地域で安心して生活するための支援を行うため、医師をはじめ臨床心理士など専門スタッフの充実に向けた取組を行う。	保健福祉局 障害者支援課
北九州市障害者基幹相談支援センターの運営	障害者相談支援事業を実施する「障害者基幹相談支援センター」において、総合相談窓口として訪問支援(アウトリーチ)を含む相談対応を行い、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援を行う。	保健福祉局 障害者支援課
おもちゃライブラリーの運営	障害児の障害程度・種別に応じ、療育と教育の一環として、おもちゃを通じた身体的・精神的発達を促すため、おもちゃの貸出、研究および相談を行う。	保健福祉局 障害者支援課
在宅障害児支援の充実	在宅の障害児の生活を支えるため、専門スタッフによる家庭訪問や外来相談を行う。また、総合療育センター等の専門施設が児童発達支援センター等と連携を図り、在宅障害児に専門的な支援を行う体制の充実を図る。	保健福祉局 障害者支援課
障害児通所支援の機能強化	障害児および保護者のニーズに対応するため、障害児通所支援における各事業(児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス)の充実を図る。	保健福祉局 障害者支援課
障害児入所支援の機能強化	障害児入所施設における居住環境の改善を図り、小規模グループケアや地域での支援の提供など、入所施設の充実を図ります。	保健福祉局 障害者支援課
放課後等デイサービスの充実	授業終了後または夏休み等の休業日に、生活向上のための必要な訓練、その他必要な支援を行う。	保健福祉局 障害者支援課
小学生ふうせんバレーボール大会	障害の有無や程度、年齢、性別にかかわらず参加できる「小学生ふうせんバレーボール大会」を開催し、障害のある子どもの社会参加の促進および心のバリアフリーの推進を図る。	保健福祉局 障害福祉企画課

他局等における各種事業等(障害のある子どもたちへの支援につながる取組)

所管事務事業名	事業概要	担当局課名
北九州市障害者自立支援協議会の運営	障害のある人からの相談事例を通じて明らかになった様々な課題について、障害のある人やその家族、関係する機関や団体、有識者等が意見交換を行いその解決を目指す。	保健福祉局 精神保健・地域移行推進課
ホームヘルプサービス事業	ホームヘルパーの派遣を希望する在宅の障害児(者)に対し、支給時間(利用できる時間数)を決定し、事業者は障害児(者)に対して身体介護や家事援助等のサービス提供を行う。	保健福祉局 障害者支援課
障害児の長期休暇対策	障害のある子どもの健全な育成とその家族の介護負担軽減を図るため、障害のある子どもの長期休暇の過ごし方について、活動の場や各種プログラムを提供する。	保健福祉局 障害福祉企画課
障害児福祉手当	日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度の障害のある子どもに対し、その障害によって生じる特別な負担の軽減を図ることを目的として手当を支給する。	保健福祉局 障害福祉企画課
特別児童扶養手当	精神または身体に障害(重度・中度)のある20歳未満の子どもを扶養している父母等に手当を支給する。	保健福祉局 障害福祉企画課
発達障害者総合支援事業	発達障害者支援センター「つばさ」において、自閉症等の特性から生じる生活不応や家族への負担などの対応に苦慮している本人や家族などの相談に応じ、幼児期から成人期に至るまでの一貫性を重視しながら療育・就学・就労・福祉などの指導や助言にあたり、関係機関に対して必要な情報提供などを行い、発達障害児(者)等の地域生活の安定と福祉の向上を図る。	保健福祉局 精神保健・地域移行推進課
北九州障害者しごとサポートセンターの運営	障害のある子どもが地域でいきいきと自立した生活を送れるよう、障害者しごとサポートセンターを拠点として、学校等の教育機関やハローワーク等の関係機関との連携を強化するとともに、きめ細かな就労支援を行い、就職を促進する。	保健福祉局 障害福祉企画課
人権週間作品	人権問題の解決に向けて、市民や児童生徒の理解促進を図ることを目的として人権週間作品を募集・掲示する。	保健福祉局 人権文化推進課 教育委員会 生徒指導・教育相談課
機能回復訓練事業	言語・聴覚障害児等のことばや聴こえに不安のある子どもとその保護者に対し言語聴覚士が個別または集団で相談・指導・訓練及びコミュニケーションに関する支援を行う。	保健福祉局 地域リハビリテーション推進課
私立幼稚園特別支援教育助成事業	北九州市の幼児期における特別支援教育の充実を図るため、私立幼稚園において特別な教育的支援を必要とする園児の受け入れを支援する。	子ども家庭局 幼稚園・こども園課 教育委員会 企画調整課
北九州市私立幼稚園振興助成の一部(特別支援教育推進事業)	学校法人立以外の私立幼稚園において特別な教育的支援を必要とする園児の受け入れを支援するための助成を行う。	子ども家庭局 幼稚園・こども園課
子育て支援保育補助員活用助成の一部(次世代育成子育て支援事業)	私立幼稚園における子育て支援活動の促進(特別な支援を要する園児の保育などの人件費補助)を図るための助成を行う。	子ども家庭局 幼稚園・こども園課
保育所、幼稚園、小学校の連携の一部	子どもを健やかに育むために保幼小間が連携し、保育所、幼稚園等の保育環境から小学校の学習環境への円滑な接続を図る。 子どもの発達や学びの連続性を保障する仕組みとしての保育所児童保育要録や幼稚園幼児指導要録等を作成・活用する。	子ども家庭局 幼稚園・こども園課 子ども家庭局保育課 教育委員会 学校経営・教育指導課

他局等における各種事業等(障害のある子どもたちへの支援につながる取組)

所管事務事業名	事業概要	担当局課名
生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行う。 また、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるなど、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る。	子ども家庭局 子育て支援課
わいわい子育て相談事業	心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士等がチームで相談に応じ、発達障害等を早期に発見し、乳幼児の健やかな発達を支援する。	子ども家庭局 子育て支援課
育成医療の給付	障害の重症化を抑制するとともに、経済的負担を軽減するため、肢体不自由、視覚・聴覚・音声・言語・そしゃく機能障害、または心臓・肝臓・腎臓・小腸、免疫機能又はその他の内臓の機能障害がある児童で、確実な治療効果が期待される場合に、指定医療機関において受けた治療費を助成する。	子ども家庭局 子育て支援課
放課後児童クラブの運営体制の充実	障害のある児童等への対応が適切に行えるよう、体系的な研修制度の整備や、巡回カウンセラーの派遣などにより、放課後児童支援員等の資質向上を図る。 また、放課後児童クラブアドバイザーの派遣を通じて、障害のある児童への対応等で、クラブと学校等との相互の関係づくりを促進するとともに、個別課題への対応を支援する。	子ども家庭局 子育て支援課
障害児保育事業	障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の就労等を支援するため、保育を必要とする、保育所での集団保育が可能な障害のある子どもについて、全保育所で受け入れを行う。 加えて、一時・延長保育を実施している保育所では、在宅障害児(中・軽度)の一時保育、在園障害児の延長保育も行う。 また、関係機関の協力のもと、集団保育の可能な重度の障害のある子どもは、直営保育所を中心に、医療的ケアが必要な子どもについては直営保育所での受け入れを進めていく。	子ども家庭局 保育課
親子通園事業	発達の気になる子どもを保護者と共に受け入れる「親子通園クラス」を直営保育所で運営し、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続的に支援する。 また、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携しながら、児童の幼稚園、保育所などへの移行を含めた伴走型支援を行う。	子ども家庭局 保育課
専門機関との連携による保育所での発達障害児支援の充実	保育所における対応のあり方、専門機関との役割分担、保護者への支援のあり方等について検討を深め、個別の支援計画を作成し、障害児とその保護者支援の充実を図る。 また、保育所職員の資質向上のための研修、施設見学、実習などを行う。	子ども家庭局 保育課
低床バスの導入促進	高齢者や障害がある人などが路線バスを利用する際の利便性及び安全性の向上のため、低床バス(ノンステップバス)の導入を促進する。	交通局 運輸課

障害のある子どもや家族等を対象とした相談事業(保健福祉局、子ども家庭局及び教育委員会所管分を抽出)

施設・相談名等	概要	担当局課名
障害者差別解消相談コーナー	平成28年4月に施行された障害者差別解消法及び平成29年12月に施行した障害者差別解消条例に基づき、障害の特性に詳しい専門相談員が、障害者差別に関する相談を受け付け、事案の解決に至るまでの支援を行うもの。	保健福祉局 障害福祉企画課
児童発達支援センター(通所)	障害がある子どもへの日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う。	保健福祉局 障害者支援課
総合療育センター	心身の障害(身体障害や知的障害など)や発達に心配のある子どもに対し、診断や治療などを行う病院機能、機能訓練などを通して発達を促す通所機能、また障害のある子どもとその家族の地域での生活を支援する機能などを備えた複合的施設。	保健福祉局 障害者支援課
北九州市障害者基幹相談支援センター	障害のある人やその家族から様々な相談を受け付ける総合相談窓口であり、訪問支援(アウトリーチ)を含む相談対応を行い、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援を行う。	保健福祉局 障害者支援課
北九州市発達障害者支援センター「つばさ」	発達障害の特性から生じる生活不応や家族への負担などの対応に苦慮している本人や家族などの相談に応じ、幼児期から成人期に至るまでの一貫性を重視しながら療育・就学・就労・福祉などの指導や助言にあたるとともに、関係機関に対して必要な情報提供などを行い、発達障害児(者)等の地域生活の安定と福祉の向上を図る。	保健福祉局 精神保健・地域移行推進課
生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行う。 また、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるなど、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る。	子ども家庭局 子育て支援課
わいわい子育て相談事業	心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士等がチームで相談に応じ、発達障害等を早期に発見し、乳幼児の健やかな発達を支援する。	子ども家庭局 子育て支援課
親子通園事業	発達の気になる子どもを保護者と共に受け入れる「親子通園クラス」を直営保育所で運営し、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続的に支援する。 また、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携しながら、児童の幼稚園、保育所などへの移行を含めた伴走型支援を行う。	子ども家庭局 保育課
1歳6か月児、3歳児精密健康診査及び事後指導	1歳6か月児・3歳児の健康診査の結果、より一層精密に健康診査を行う必要のある児童のうち、精神発達面について児童相談所による専門的な助言・指導が必要であると認められ、区役所から児童相談所に精密健康診査を依頼されたものについて、必要に応じて、相談援助を行う。	子ども家庭局 子ども総合センター
子ども総合センター	子ども(18歳未満)の養護・障害・非行・不登校・虐待・里親等の相談に応じる。24時間子ども相談ホットラインでは、年中無休で子どもに関する電話相談を受けている。	子ども家庭局 子ども総合センター
特別支援教育相談センター	特別な支援が必要な幼児児童生徒の適切な就学先の決定を行うための相談とともに、当該幼児児童生徒や、その保護者、学校などへの専門的な相談支援を行う。	教育委員会 特別支援教育相談センター
教育相談	通常の学級に在籍する子どもや保護者等を対象に、必要な教育的支援等の相談に応じるもの。状況に応じて、隣接の総合療育センター等との連携も図る。	教育委員会 特別支援教育相談センター
就学相談	障害等のある子ども一人一人の教育的ニーズや障害の状態等を総合的に把握し、そのもてる力を高めるために適切な就学先を決定するための相談。	教育委員会 特別支援教育相談センター
通級相談	通常の学級に在籍している言語・聴覚・視覚・情緒に軽度の障害のある子どもやLD・ADHDあるいはその傾向が見られる子どもと保護者を対象に、通級による指導が適しているかを判断するための相談。	教育委員会 特別支援教育相談センター
巡回相談	学校・園を巡回し、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の様子を踏まえて、適切な指導や必要な支援の在り方について教職員に指導・助言するもの。	教育委員会 特別支援教育相談センター
早期相談	年中・年長園児の就学に関する教育相談や巡回相談を行う。適切な学びの場を選択できるよう相談を進め、必要に応じて医療や福祉等の関係機関等との連携を図る。	教育委員会 特別支援教育相談センター

## 【用語解説】

(あ行)	
ICT	情報通信技術 (Information and Communication Technology) の略。情報・通信に関連する技術一般の総称。IT (Information Technology: 情報技術) とほぼ同義に用いられるが、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。(教育プラン)
アウトリーチ	教育、福祉・介護、芸術・文化などの様々な分野において、潜在的なニーズのある者に対して必要なサービス等を提供するため、行政等が積極的に働きかけること。
アドボカシー	日本語では「自己権利擁護」と訳され、障害や困難のある当事者が、自分の利益や欲求、意思、権利を自ら主張することを意味する。
生きる力	学習指導要領にて定義されている、変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力。(文科省HP)
移行支援計画	学校に関連する移行期は ①就学前から小学部へ ②小学部から中学部へ ③中学部から高等部へ ④高等部から社会へである。個別の移行支援計画は、特に「学校から社会へ」「子どもから大人へ」という2つの移行を迎える高等部生徒の将来を支えるため、「個別の教育支援計画」の中の1つの形態として考えることができる。(自治体HP)
医療的ケア	たんの吸引や鼻、胃ろうなどから管を通して栄養剤を注入する経管栄養などの医療的介助行為のこと。学校においては、学校に配置、派遣された看護師が医師の指示に基づいて医療的ケアを実施している。(障害者支援計画)
医療的ケア看護職員	小学校における日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰(かくたん)吸引その他の医療行為をいう。)を受けることが不可欠である児童の療養上の世話又は診療の補助に従事する職員。学校教育法施行規則第65条の2により新たに規定された。
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律	令和3年9月に施行された法律。医療的ケア児の日常生活、社会生活を社会全体で支援することや医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策等を講じることが基本理念として示されている。
インクルーシブ教育システム	障害のある者となない者が同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること。そのために、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくこと。(文科省HP)
LGBT	“L”=レズビアン(女性同性愛者)、“G”=ゲイ(男性同性愛者)、“B”=バイセクシュアル(両性愛者)、“T”=トランスジェンダー(生まれた時に割り当てられた性別にとらわれない性別のあり方を持つ人)など、性的少数者の総称。(自治体HP)
(か行)	
介助員	小・中学校に在籍している肢体不自由等のある児童生徒に対して、介助を行う者。具体的な業務内容は、板書をノートに写すことや学習用具の準備・後片付けの補助といった授業中の支援、学校の敷地等での移動介助、トイレ介助、給食時や休み時間の介助等。(試験案内)
学習支援員	小・中学校に在籍している特別な配慮を要する児童生徒の支援や校内支援体制整備の補助を行う者。具体的な業務内容は、学習指導補助、日常生活の指導補助、安全の見守り、特別支援コーディネーターのサポート等。(試験案内)
kitaQせんせいチャンネル	北九州市教職員限定のウェブサイト。
教員業務支援員	教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する者。学校教育法施行規則第65条の7により新たに規定された。
共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。 (平成24年7月23日 中教審初中分科会報告)

## 【用語解説】

GIGAスクール構想	1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現するもの。これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すもの。(自治体HP)
言語聴覚士	音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある人々に対して、その機能の維持向上を図るため、言語訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う専門医療従事者。(障害者支援計画)
校内委員会 ※特別支援教育に関する校内委員会	教育的ニーズのある幼児児童生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行う委員会(学校内に置かれている)。(教育プラン)
合理的配慮	障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。 (「障害者の権利に関する条約」第2条)
交流及び共同学習	障害のある子どもと障害のない子どもの相互の触れ合いを通じて、互いの経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性の育成につなげ(交流)、個々の実態に応じた教科等のねらいの達成を目指すもの(共同学習)。 この取組については学習指導要領に位置付けられているが、障害者基本法第14条でもその促進が求められている。
個別の教育支援計画	教育的ニーズのある幼児児童生徒一人一人の実態を正確に把握し、福祉・医療・労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した計画を指す。(教育プラン)
個別の指導計画	幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、教育課程や学校における指導計画、指導目標、指導内容・方法等をより具体的に盛り込んだ計画を指す。(自治体HP)
(さ行)	
作業療法士	身体又は精神に障害のある人に対し、応用的動作能力又は社会適応能力の回復を図るために、手芸、工作その他の比較的細やかな作業を通じたりハビリテーションを行わせる専門医療従事者。作業療法士になるには、国家試験に合格し、免許を取得する必要がある。(障害者支援計画)
サポートツール	教育的ニーズのある子どもたちに一貫した指導・支援を行うための計画や情報等をまとめた資料のこと(代表的なものは「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」)。
社会的障壁	障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの(障害者基本法 第2条)。 その「障壁」が障害のみに起因するのではなく、社会の在り方によって生ずるといった、いわゆる「社会モデル」の考え方が基となっている。
社会福祉士	社会福祉士は、いわゆる「ソーシャルワーカー」と呼ばれる社会福祉専門職の国家資格。身体的・精神的・経済的なハンディキャップのある人から相談を受け、日常生活がスムーズに営めるように支援を行ったり、困っていることを解決できるように支えたりすることが主な仕事となる。
就労支援アドバイザー	特別支援学校に配置され、一般企業等の訪問などで職場開拓等を行い、児童生徒の職場適性やマッチングに関する助言や高等部卒業生への職場定着支援等を行う者(教員)。(自治体HP)
就労支援コーディネーター	障害のある生徒の就労支援のため、企業訪問による職域や職場実習先の拡大、指導主事と連携した企業向けセミナーの開催など、関係事業の企画・立案を担う専門家(教育委員会所属職員)。
就労支援専門家	生徒の就労支援につなげるため、①専門的な技術指導等により生徒の作業技術や能力を高めること、②教員への専門的・知識の指導・助言を通じて指導力の向上や授業改善をサポートする企業関係者等を示す(主に特別支援学校が活用)。



## 【用語解説】

障害者基本法	全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的とした法律。
障害者権利条約 (障害者の権利に関する条約)	障害者の人権・基本的自由の享有の確保、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することなどが規定された条約で、平成18年12月に国連総会で採択された。 日本は平成19年9月に署名し、平成26年1月に批准した。
障害者雇用促進法	雇用分野における障害者差別の禁止、合理的配慮の提供義務、障害者の法定雇用率の算定基礎等を規定した法律。
障害者差別解消法 (障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)	障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを目的とした法律。 平成25年に制定され、平成28年4月に施行された。
障害者総合支援法 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	この法律の主な目的は以下のとおり(同法第1条より)。 ①障害者や障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うことで障害者及び障害児の福祉の増進を図ること。 ②障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すこと。
情報通信技術支援員	教育活動その他の学校運営における情報通信技術の活用に関する支援に従事する者。学校教育法施行規則第65条の5により新たに規定された。
スクールカウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して、高度かつ専門的な知識や経験を有する臨床心理士などの「心の専門家」。(教育プラン)
スクールソーシャルワーカー	社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有し、不登校や暴力行為、児童虐待などの問題を抱える子どもが置かれた環境への働きかけを行ったり、関係機関との連携の強化を図るスタッフのこと。(教育プラン)
スクールヘルパー	保護者や地域の方などが、学校に登録し、子どもの安全対策、授業の支援などに従事するボランティアのこと。(教育プラン)
精神保健福祉士	精神障害のある人の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害のある人の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業務とした国家資格を有する専門職。(障害者支援計画)
(た行)	
特別支援学級	小・中学校に設置されている障害のある児童生徒を対象にした少人数の学級。自立活動や各教科等を合わせた指導など、障害による学習や生活の困難を克服するための特別の指導を、児童生徒のニーズに応じて行う特別の場である。
特別支援学校	視覚障害、聴覚障害、知的障害のある人、肢体不自由又は病弱である人(身体虚弱を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。(障害者支援計画)
特別支援学校のセンター的機能	特別支援学校がその専門性や施設整備を生かして、小中学校等の要請により、障害のある子どもや担当教員等に対して必要な助言・援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりする機能。(自治体HP)
特別支援教育	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。(障害者支援計画)

## 【用語解説】

通級指導教室 (通級による指導)	通常の学級で学習する軽度の障害のある児童生徒に対して、障害に基づく様々な課題や困難を改善・克服するため、月1回～週数回程度の個別指導等を行う場のこと。(教育プラン)
テレワーク	ICT(情報通信技術)を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。(総務省)
特別支援教育コーディネーター	校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割として、①校内の関係者や関係機関との連絡調整 ②保護者に対する相談窓口 ③担任への支援 ④巡回相談や専門家チームとの連携 ⑤校内委員会での推進役を担う者(教員)。(障害者支援計画)
特別支援教育相談センター	市立総合療育センターや関係機関等との連携を統括し、各園等及び学校への巡回相談、教育相談、就学相談、通級相談などを行う教育委員会の組織の一つ。(障害者支援計画)
特別支援教育支援員	教育上特別の支援を必要とする児童の学習上又は生活上必要な支援に従事する者(学習支援員、介助員の総称)。学校教育法施行規則第65条の6により新たに規定された。
特別支援教室	児童生徒が通級指導教室の設置校へ通うことなく、在籍校で巡回指導教員(通級による指導担当者)から「自立活動」の指導を受けるという、通級による指導の新しい形態。(障害者支援計画)
(は行)	
発達障害	発達障害者支援法第2条においては、『『発達障害』とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。』と規定されている。
発達障害者支援センター「つばさ」	発達障害者支援センターは、発達障害のある人や子どもへの支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関。発達障害のある人や子どもとその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障害のある人や子どもとその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行う。
バリアフリー	障害のある人が日常生活や社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを取り除くこと。もともと住宅建築用語として登場し、道路・施設・交通機関などの段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。(障害者支援計画)
放課後等デイサービス	学校教育法第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障がい児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。(児童福祉法)
(ら行)	
理学療法士	身体に障害のある人に対し、基本的な動作能力の回復や維持、障害の悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法(温熱、電気等の物理的手段を利用するもの)などを用いたリハビリテーションを行う専門医療従事者。理学療法士になるには、国家試験に合格し、免許を取得する必要がある。(障害者支援計画)
臨床心理士	臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、人間の“こころ”の問題にアプローチする“心の専門家”。

※文中の「平成24年7月23日 中教審初中分科会報告」とは、平成24年7月23日に中央教育審議会初等中等教育分科会から出された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」を指す。